【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（自己株券買付状況報告書の記載内容等）

**第十九条の三**　法第二十四条の六第一項の規定により自己株券買付状況報告書を提出すべき会社は、第十七号様式により自己株券買付状況報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】 （改正なし）

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】

（改正後）

（自己株券買付状況報告書の記載内容等）

**第十九条の三**　法第二十四条の六第一項の規定により自己株券買付状況報告書を提出すべき会社は、第十七号様式により自己株券買付状況報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

（各号　削除）

（改正前）

（自己株券買付状況報告書の記載内容等）

**第十九条の三**　法第二十四条の六第一項又は第二項の規定により自己株券買付状況報告書を提出すべき会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により自己株券買付状況報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　法第二十四条の六第一項の規定による場合　第十七号様式

二　法第二十四条の六第二項の規定による場合　第十八号様式

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】 （改正なし）

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】 （改正なし）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】 （改正なし）

【平成12年6月26日 府令第65号】 （改正なし）

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（自己株券買付状況報告書の記載内容等）

**第十九条の三**　法第二十四条の六第一項又は第二項の規定により自己株券買付状況報告書を提出すべき会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により自己株券買付状況報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　法第二十四条の六第一項の規定による場合　第十七号様式

二　法第二十四条の六第二項の規定による場合　第十八号様式

（改正前）

（自己株券買付状況報告書の記載内容等）

**第十九条の三**　法第二十四条の六第一項の規定により自己株券買付状況報告書を提出すべき会社は、第十七号様式により自己株券買付状況報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

（各号　新設）

【平成10年11月24日 省令第140号】 （改正なし）

【平成10年6月18日 省令第97号】

（改正後）

（自己株券買付状況報告書の記載内容等）

**第十九条の三**　法第二十四条の六第一項の規定により自己株券買付状況報告書を提出すべき会社は、第十七号様式により自己株券買付状況報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

（改正前）

（自己株券買付状況報告書の記載内容等）

**第十九条の三**　法第二十四条の六第一項の規定により自己株券買付状況報告書を提出すべき会社は、第十七号様式により自己株券買付状況報告書三通を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】

（改正後）

（自己株券買付状況報告書の記載内容等）

**第十九条の三**　法第二十四条の六第一項の規定により自己株券買付状況報告書を提出すべき会社は、第十七号様式により自己株券買付状況報告書三通を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

（改正前）

（新設）